令和 8 年 6 月 29 日

令和８年度国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「当センター」という）は、研究開発業務等の特殊性や専門性を考慮し、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、ＰＤＣＡサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和８年度国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

１．調達の現状と要因の分析

（１） 当センターにおける令和７年度の契約状況（国立精神・神経医療研究センター会計規程第 39 条第 5 項によるものは除く。）は、表１のとおりであり、契約件数は 263 件、契約金額は 116.3 億円である。また、競争性のある契約は 182 件（69.2%）、81.3 億円（69.9%）、競争性のない随意契約は 81 件（30.8%）、35.0 億円（30.1%）となっている。

令和 7 年度においては、令和 6 年度と比較して、競争性のある契約の金額が大きく増加（56.5 億円）しているが、これは令和 7 年度に病院情報システム更新の契約（約 20 億円）の他、給食業務、庁舎管理等複数年度にわたる契約を複数件（合計 26.8 億）行ったことが影響している。

その他競争性のない随意契約の内容としては、専売薬品・機器等の売買契約、パッケージソフトウェア等製造者による固有の仕組みが備わっているシステムの改修の業務委託契約等があげられる。

表１　令和 7 年度の国立精神・神経医療研究センターの調達全体像

（単位：件、億円）

	令和６年度		令和７年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	（61.3%） 171	（40.4%） 23.5	（65.0%） 171	（47.0%） 54.7	（0%） 0	（133.1%） 31.2
企画競争・公募	（2.2%） 6	（2.3%） 1.3	（4.2%） 11	（22.9%） 26.7	（83.3%） 5	（1,930.4%） 25.3
競争性のある契約（小計）	（63.4%） 177	（42.7%） 24.8	（69.2%） 182	（69.9%） 81.3	（2.8%） 5	（228.1%） 56.5
競争性のない随意契約	（36.6%） 102	（57.3%） 33.4	（30.8%） 81	（30.1%） 35.2	（▲20.6%） ▲21	（5.3%） 1.8
合　計	（100%） 279	（100%） 58.2	（100%） 263	（100%） 116.5	（▲5.7%） ▲16	（100.4%） 58.3

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2） 比較増△減の（　）書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

（２） 当センターにおける令和 7 年度の一者応札・応募の状況は、表２のとおり契約件数は 74 件（41.6%）、契約金額は 53.0 億円（65.4%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約は、件数は大きく減少（▲34 件、▲31.5%）しており、要因として少額随意契約可能金額の変更により、競争性の少ない少額の調達が大きく減少したことが挙げられる。また、金額は大きく増加（42 億円）しているが、

この要因としては（１）同様に病院情報システムの他、複数年度の大型案件の調達が複数行われたことがあげられる。なお、研究関係の契約については専門性が高いことから、対応できる企業が限定され、応札者が１社になりやすい傾向がある。

表２　令和７年度の国立精神・神経医療研究センターの一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

		令和６年度	令和７年度	比較増△減
２者以上	件数	62(36.5%)	104(58.4%)	42(67.7%)
	金額	11.0(45.0%)	53.0(65.4%)	42.0(382.2%)
１者以下	件数	108(63.5%)	74(41.6%)	▲34(▲31.5%)
	金額	13.4(55.0%)	28.1(34.6%)	14.6(109.0%)
合　計	件数	170(100%)	178(100%)	8(4.7%)
	金額	24.4(100%)	81.1(100%)	56.7(232.0%)

（注１）　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）　合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。
（注３）　比較増△減の（　）書きは、令和７年度の対令和６年度伸率である。

２．重点的に取り組む分野

上記１の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、入札に参加しやすい環境の整備及び企画競争・公募の積極的な活用について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

また、競争性のない随意契約については、調達に関するガバナンスの徹底を図り、競争性のない随意契約にならざるを得ないものに限定していくこととする。

なお、研究開発法人には、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえ、研究成果の最大化が求められていることから、研究開発に係る調達案件については、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。

（１）一者応札・応募の改善等に関する取組

一者応札・応募となった件については、令和７年度に引き続き、以下の取組をそれぞれの調達案件の状況に即して実施し、入札に参加しやすい環境を整えることにより適正な調達を目指す。

また、結果的に一者応札・応募となった案件については、入札等に参加しなかった業者にヒアリングを行うなどにより、要因の把握に努め、改善につなげていく。

当該取り組みにより、競争契約に占める一者応札割合を可能な限り前年度より低下を目指す。

① 公告期間及び業務準備期間を十分に確保できるよう計画的な事務を行う。
② 仕様書等の内容が必要以上に過度な内容になっていないか等点検し、必要に応じ改善する。
③ 複数業者への声掛けに努める。

（２）　ＰＦＩ事業の推進に関する取組

安定的な医療提供体制、効率的な病院運営に向け、コストの削減、サービスの向上等の観点から、施設の整備・管理・運営における PFI 事業の活用について、優先的に検討する。

（３）価格転嫁・取引適正化に関する取組

エネルギー価格の高騰や人件費等の実勢価格を考慮し、作成する全ての予定価格において、需給の状況、原材料費・人件費・エネルギーコスト等の実勢価格を反映するとともに、複数年度契約の発注に当たって作成する予定価格においては、期中の価格変動も適切に反映する。

また、受注者から請負契約の内容の変更について申出があった場合、誠実な対応を行う。さらに、工事契約については契約書へスライド条項を設定するとともに、その運用基準を策定し、役務契約・物品契約においては再協議条項を整備する。

３．調達に関するガバナンスの徹底

（１） 随意契約に関する内部統制の確立

一定額（500 万円）以上の随意契約を締結することとなる案件については、当センター内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議を行い、当センター会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受け、その議論の結果を調達に反映させることとしている。

（２） 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当センターでは、文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、日本医療研究開発機構委託研究事業、精神・神経疾患研究開発費等の公的研究費の執行につき、使用方法等の説明会を職員向けに定期的に実施し、研究費の不正使用の防止及び適正な執行運用管理に努めている。

４．自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

５．推進体制

（１） 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、当センターに設置している契約審査委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長　　企画戦略局長
副委員長　副院長
委員　　総務課長、看護部長、外部委員

（２） 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、２か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

６．その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。